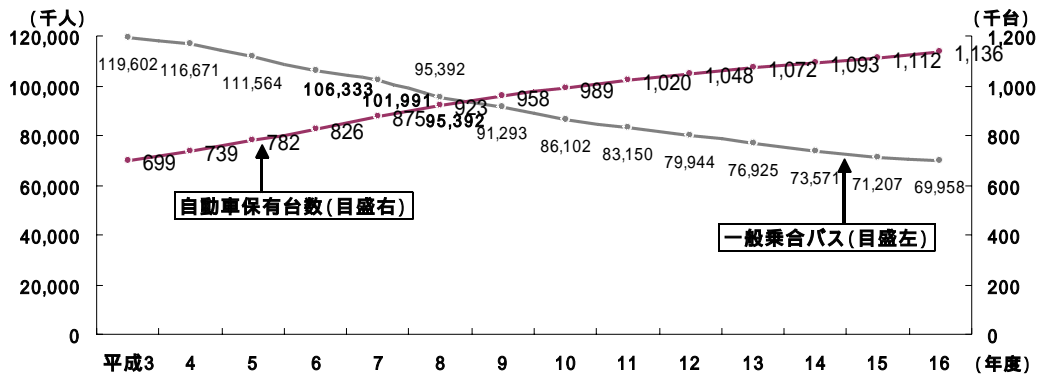


・宮城県における中心市街地活性化基本計画の提出状況（資料：県食産業・商業振興課）

市町村名	提出年月日 (最終変更)	中心市街地の位置・範囲	面積(ha)	備考
1 塩竈市	H11.3.11 (H16/11/12)	JR本塩釜駅を中心とする商業地域(本町、海岸通、港町地区)及びその周辺市街地	200	港奥部貨物ヤード跡地の基盤整備や本町5番街地区の再開発事業による活性化
2 石巻市	H11.3.15 (H13/07/24)	JR石巻駅周辺から立町などの商店街、中瀬地区(石巻駅東南部の商業地域等)	50.3	石ノ森萬画館の建設や商業基盤施設整備、マンガを活かしたソフト事業による活性化
3 気仙沼市	H11.3.15 (H16/4/5)	JR気仙沼駅から気仙沼港に至る、市役所を中心とした商業地域等	50	区域を「港町スクエア」として市街地再開発、街路、ポイントカードの導入による活性化
4 古川市	H11.3.25 (H14/03/28)	JR古川駅を中心とした商業・近隣商業地域	145	JR古川駅周辺と緒絶川周辺を核とし、土地利用・市街地整備による活性化
5 大河原町	H11.4.23	大河原駅周辺の4商店街を中心とし、町役場等の公共機能を包括する区域	100	駅前再開発ビル、商店街の整備や花(ラベンダーなど)を活かした活性化
6 涌谷町	H11.9.21	JR涌谷駅北東部の中心商店街及びその周辺	24	歴史・文化、桜まつり、天平の湯、4号倉庫、旧商工会館を活用した活性化
7 名取市	H12.2.29	JR名取駅から公益施設が集積する市役所までを含む地域	85	JR名取駅周辺を核として未利用地の有効活用、増田商店街の整備による活性化
8 仙台市	H12.4.19	JR仙台駅を中心とする東西にまたがる都心の商業・業務地域	540	「活き・粋・快適!杜の都心」をテーマに杜の都の顔となるアメニティ都心の形成と広域交流拠点の形成を目指す
9 白石市	H12.12.21 (H16/3/18)	東北新幹線白石蔵王駅、国道4号バイパスに囲まれた、商店街を中心とした区域	180	刈田病院跡地活用、寿丸屋敷リニューアル整備、白石駅周辺整備を重点事業とした活性化
10 登米市 (旧迫町)	H13.1.5 (H14/03/12)	既存商店街の佐沼大通り、横店地区、的場地区、中江地区の商業地区を中心とした区域	110	既存商業の強化・充実を図るべき中心商店街の整備改善による活性化
11 多賀城市	H13.4.13	JR多賀城駅を中心とした半径500mの範囲で商業地域を中心とした地域	36	新たな集積づくりに主眼を置く、土地区画整理事業・再開発事業等を重要施策とした活性化
12 松島町	H14.6.11	観光地域である松島地区に隣接しており、従来からの既成市街地を形成している地区	39	高城川の水辺と歴史的なまちなみを生かした高城町商店街の整備による活性化
13 角田市	H14.7.12	中心6商店会と角田駅が含まれる商業地域を中心とし、これに隣接する区域および公共公益施設が集積する立町地区の区域	100	歴史的・文化的財産である「笹森屋敷」や「蔵」の有効活用、商店街整備による活性化
14 登米市 (旧東和町)	H16.12.10	米谷地区	96	不老仙館など歴史的資産を活かし交流・生活・商業の3つの環境整備による活性化
15 丸森町	H17.6.28	中央通りと東通りの商店街を中心とした地域	54	アメニティと広域観光拠点の充実による活性化

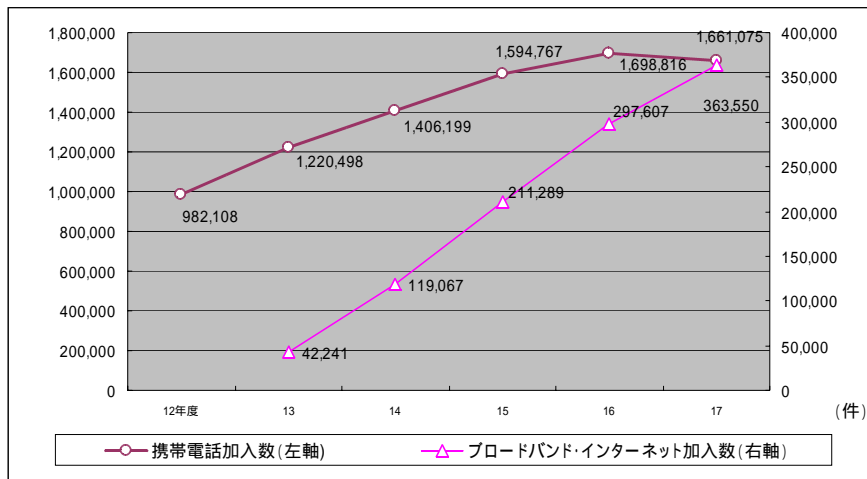
・一般乗合バス輸送人員および自動車保有台数の推移（資料：県統計課「H17宮城県社会経済白書」）

一般乗合バス輸送人員および自動車保有台数の推移



資料：国土交通省「地域交通年報」、国土交通省東北運輸局「市町村自動車数調べ」
自動車保有台数には軽自動車を含む。自動車保有台数は各年度末現在の数値。

・県内の携帯電話、ブロードバンド・インターネット加入状況
(資料：総務省東北総合通信局資料を基に県政策課とりまとめ)



「25 安全で安心なまちづくり」関連データ

【現状と課題】

- ・ 刑法犯認知件数は依然高い水準で推移するとともに、犯罪の低年齢化、ストーカーやDV等犯罪の形態の変化、国際化、IT化など犯罪が多様化しており、治安に対する県民の不安感が増している。
- ・ 住民の防犯意識の向上と自主的な活動の啓発、地域の連帯感の向上、ボランティア団体や地域・事業者などと行政との連携強化などを進め、「県民運動」としての防犯対策を進める必要がある。
- ・ 子どもや女性、青少年、高齢者、障害者、外国人といった人々を人権侵害や犯罪から守ることが必要である。また、人権侵害や犯罪が起きにくいまちづくりが必要となっている。
- ・ 交通事故発生件数、死者数、負傷者数は依然高い水準で推移している。
- ・ 近年、消費生活相談件数は増加傾向にあり、その内容も多様化、複雑化している。

・ 刑法犯、重要犯罪 認知・検挙状況（宮城県警察本部HP資料）

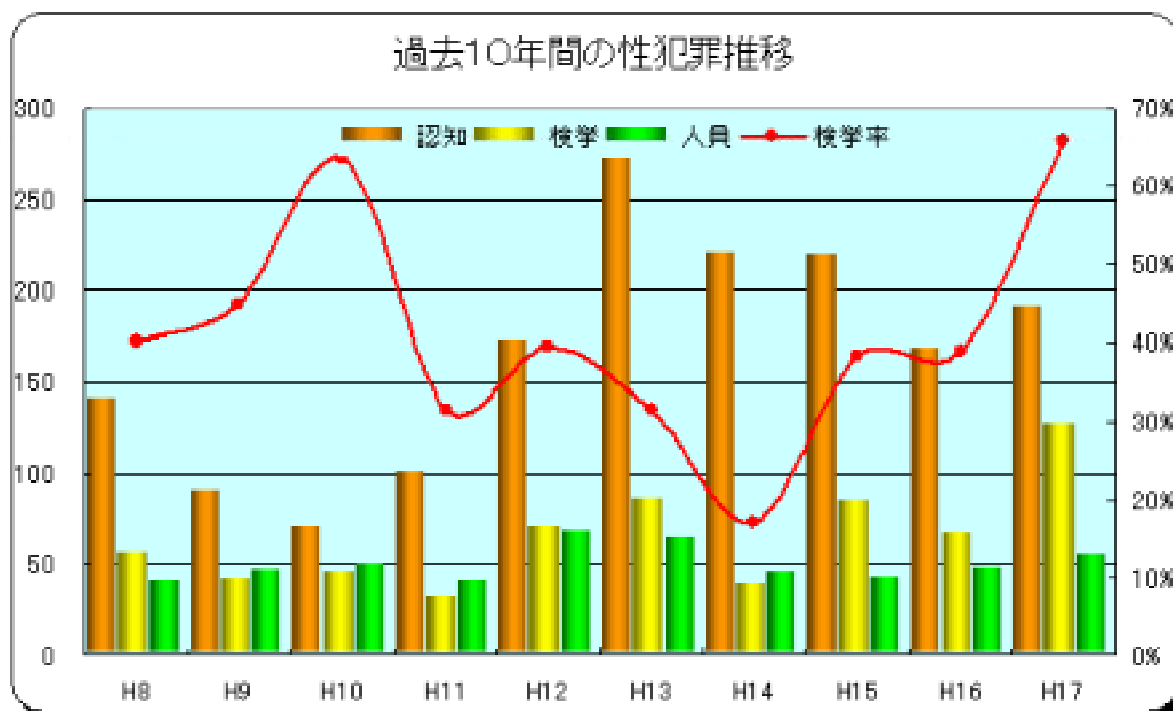
刑法犯の状況(平成17年中)

	認知件数			検挙件数			検挙人員		
	平成17年	増減数	増減率	平成17年	増減数	増減率	平成17年	増減数	増減率
刑法犯 総数	33,357	-6,854	-17.0	9,819	-697	-6.6	6,341	-1,072	-14.5
凶悪犯	184	18	10.8	131	44	50.6	85	-11	-11.5
粗暴犯	837	-73	-8.0	494	64	14.9	536	62	13.1
窃盗犯	24,055	-5,883	-19.7	5,776	-268	-4.4	3,093	-662	-17.6
知能犯	2,034	91	4.7	896	-93	-9.4	311	12	4
風俗犯	174	11	6.7	101	24	31.2	67	15	28.8
その他	6,073	-1,018	-14.4	2,421	-468	-16.2	2,249	-488	-17.8

重要犯罪の状況(平成17年中)

	認知件数			検挙件数			検挙人員		
	平成17年	増減数	増減率	平成17年	増減数	増減率	平成17年	増減数	増減率
重要犯罪 総数	325	28	9.4	199	65	48.5	118	-5	-4.1
殺人	15	2	15.4	13	-1	-7.1	11	-13	-54.2
強盗	78	-7	-8.2	31	-3	-8.8	41	0	0
放火	41	10	32.3	30	10	50.0	12	2	20
強姦	50	13	35.1	57	38	200.0	21	0	0
略取誘拐・人身売買	1	0	0.0	-	-1	-100.0	-	-1	-100
強制わいせつ	140	10	7.7	68	22	47.8	33	7	26.9

・ 過去10年間の性犯罪推移（宮城県警察本部HP資料）



・交通事故発生件数（宮城県警察本部「みやぎの交通事故」）

(単位:上段・件、人、下段・%)

		平成10年	11	12	13	14	15	16	
全国	発生件数	実数	803,878	850,363	931,934	947,169	936,721	947,993	952,191
		増減率	3.0	5.8	9.6	1.6	1.1	1.2	0.4
	死者数	実数	9,211	9,006	9,066	8,747	8,326	7,702	7,358
		増減率	4.5	2.2	0.7	3.5	4.8	7.5	4.5
	負傷者数	実数	990,675	1,050,397	1,155,697	1,180,955	1,167,855	1,181,431	1,183,120
		増減率	3.3	6.0	10.0	2.2	1.1	1.2	0.1
宮城県	発生件数	実数	11,853	12,232	12,789	12,651	12,864	13,320	14,081
		増減率	7.2	3.2	4.6	1.1	1.7	3.5	5.7
	死者数	実数	177	164	177	156	181	134	130
		増減率	6.0	7.3	7.9	11.9	16.0	26.0	3.0
	負傷者数	実数	13,118	15,551	16,281	16,183	16,463	17,109	17,998
		増減率	6.9	18.5	4.7	0.6	1.7	3.9	5.2

・消費生活相談受付件数（県全体）の推移（県消費生活センター，仙台市消費生活センター調べ）

相談機関	年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
県		3,592	3,520	4,260	5,124	6,133
仙台市		3,028	3,303	3,130	3,307	3,422
その他の市町村		1,508	1,625	1,815	2,262	2,166
計		8,128	8,448	9,205	10,693	11,721
相談機関	年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
県		9,137	11,036	19,251	21,436	13,845
仙台市		4,055	7,991	16,789	24,923	12,347
その他の市町村		2,840	3,665	6,806	9,755	6,513
計		16,032	22,692	42,846	56,114	32,705

「26 外国人も活躍できる地域づくり」関連データ

【現状と課題】

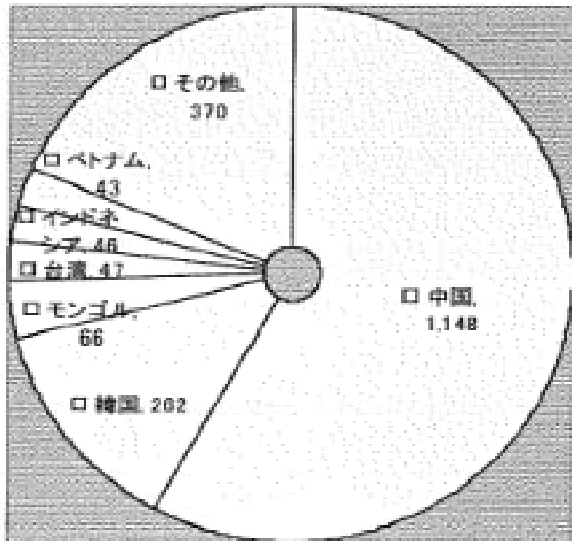
- ・ 在住外国人は、年々増加しており、今後も増加が見込まれる。特に、宮城県は、東北大学への留学生が多いという特徴がある。
 - ・ 在住外国人が増加した地域コミュニティにおいては、ことばや文化、生活習慣の違いから、地域生活を営む上で互いの理解が不足し問題を生じるケースが見受けられる。
 - ・ 近年在住外国人の長期滞在化・定住化傾向が高まる中、ともに暮らす生活者の視点から、教育、労働、医療、住居等、様々な面で環境整備を求める声が高まっている。
 - ・ 県が行っている友好・姉妹省州県との国際交流については、今後県民・民間に浸透したものと、芸術・文化分野、経済分野等様々な交流に発展させていく必要がある。
- ・ 宮城県の外国人在留資格者別人員

法務省入国管理局
各年12月末現在
(単位:人)

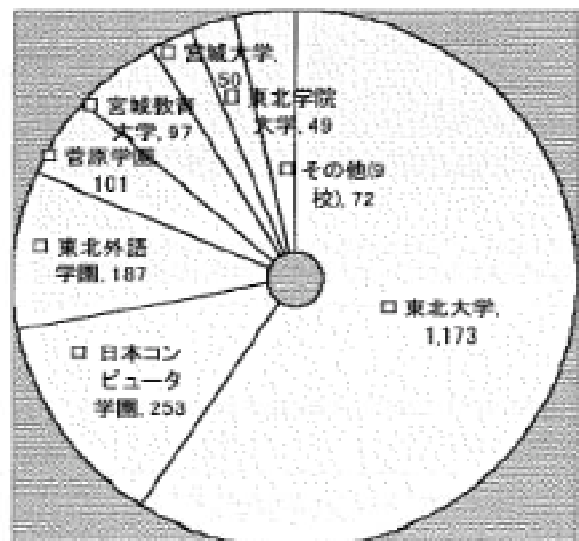
在留資格	区分	平成11年		平成16年		増減	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	増減比
合 計		11,873	100.00	16,484	100.00	4,611	138.9%
教 授		274	2.31	388	2.35	114	141.6%
芸 術		3	0.03	3	0.02	0	100.0%
宗 教		89	0.75	94	0.57	5	105.6%
報 道		0	0.00	0	0.00	0	0.0%
投 資・経 営		18	0.15	40	0.24	22	222.2%
法 律・会 計 事 務		0	0.00	0	0.00	0	0.0%
医 療		2	0.02	2	0.01	0	100.0%
研 究		87	0.73	53	0.32	△ 34	60.9%
教 育		242	2.04	249	1.51	7	102.9%
技 術		83	0.70	99	0.60	16	119.3%
人 文 知 識・国 際 業 務		199	1.68	321	1.95	122	161.3%
企 業 内 転 勤		57	0.48	52	0.32	△ 5	91.2%
興 業		240	2.02	440	2.67	200	183.3%
技 能		63	0.53	113	0.69	50	179.4%
文 化 活 動		62	0.52	56	0.34	△ 6	90.3%
短 期 滞 在		95	0.80	162	0.98	67	170.5%
留 学		1,129	9.51	2,044	12.40	915	181.0%
就 学		331	2.79	803	4.87	472	242.6%
研 修		725	6.11	796	4.83	71	109.8%
家 族 滞 在		1,122	9.45	1,310	7.95	188	116.8%
特 定 活 動		143	1.20	688	4.17	545	481.1%
永 住 者		694	5.85	2,545	15.44	1,851	366.7%
日 本 人 の 配 偶 者 等		2,083	17.54	2,125	12.89	42	102.0%
永 住 者 の 配 偶 者 等		32	0.27	48	0.29	16	150.0%
定 住 者		1,133	9.54	1,344	8.15	211	118.6%
特 別 永 住 者		2,903	24.45	2,572	15.60	△ 331	88.6%
未 取 得		46	0.39	118	0.72	72	256.5%
一 時 庇 護		0	0.00	0	0.00	0	0.0%
そ の 他		18	0.15	19	0.12	1	105.6%

・国籍別・受入機関別外国人留学生調べ（資料：宮城県留学生交流推進会議）

**H17 外国人留学生受入状況
（国籍別）**
[H17.5現在 74カ国 1,982人]



**H17 外国人留学生受入状況
（受入機関別）**
[H17.5現 16機関で受入]



・宮城県の姉妹・友好都市提携状況

自治体名	提携先	国名(州名)	提携年月日	姉妹都市提携の概要
宮城県[3]	吉林省	中国	昭和62年6月1日	昭和51年に第一次日中友好議員団が中国を訪問したのをはじめ、県農業視察団・県議会友好代表団の訪問など吉林省との交流が盛んになり、友好省県を結ぶに至った。
	デラウェア州 (Delaware)	アメリカ	平成9年9月10日	平成2年から訪問団の相互派遣や紹介展の開催、州政府職員や大学生による交流を実施。それらの積み重ねを受け、平成9年5月、姉妹県州締結に向けた覚え書き締結、同年8月議会で姉妹県州締結に関する議決を結ばせ、同年9月に姉妹県州締結に関する議定書に調印した。
	ローマ県	イタリア (フツイオ州)	平成13年10月8日	ローマ県は、今からおよそ400年前に支倉常長率いる慶長遣欧使節団が、この地を訪れた歴史的経緯を有している。これを縁に平成9年、ローマ県側から本県出身でイタリア在住の芸術家武藤順九氏を通じて、ローマ県の本県に対する交流の希望が伝えられたのをきっかけに、宮城県議会議員団欧州調査団が知事の親書を携えローマ県を訪問し、相互交流がスタートし、提携を結ぶに至った。

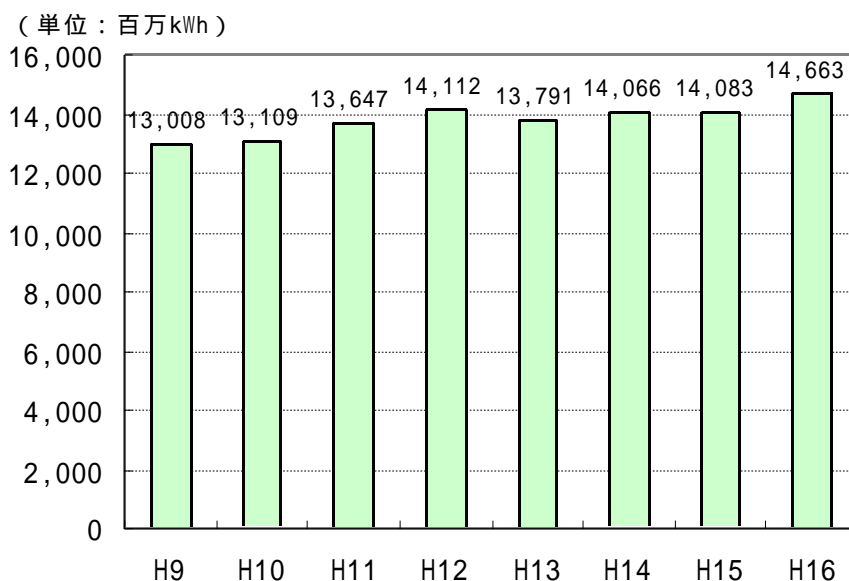
「27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献」関連データ

【現状と課題】

- ・ 現在の環境問題は、豊かさや快適さ・便利さを求めるために大量のエネルギーや物質を使う我々一般県民や民間企業の生活・行動形態が大きな原因となっている。ルールや経済的メリットがない環境配慮行動は「手間意識」が高く、あまり実施されない傾向もある。
- ・ 日本のエネルギー自給率は極めて低い水準にあるが、エネルギー消費は増加基調にあり、本県も同様の傾向となっている。
- ・ 1990年からの10年間で県内における温室効果ガス排出量が大きく増加しており、特に二酸化炭素については全国平均の約3倍の増加率となっている。長期的に平均気温や海面の上昇、生態系への悪影響や健康被害も危惧される。二酸化炭素吸収源としての役割が期待されている森林は本県県土の57%を占めており、継続的な整備・保全対策が必要である。
- ・ 現状のままでは、次世代に自然環境や資源を適切に継承することはもちろん、我々の快適・便利な生活や経済発展を続けることも困難となる。今後は、これまでのライフスタイルや社会経済システムを変革し、社会・経済活動と環境を両立できる地域社会を目指すことが必要である。

・ 需要電力量の推移 (資料：宮城県環境白書)

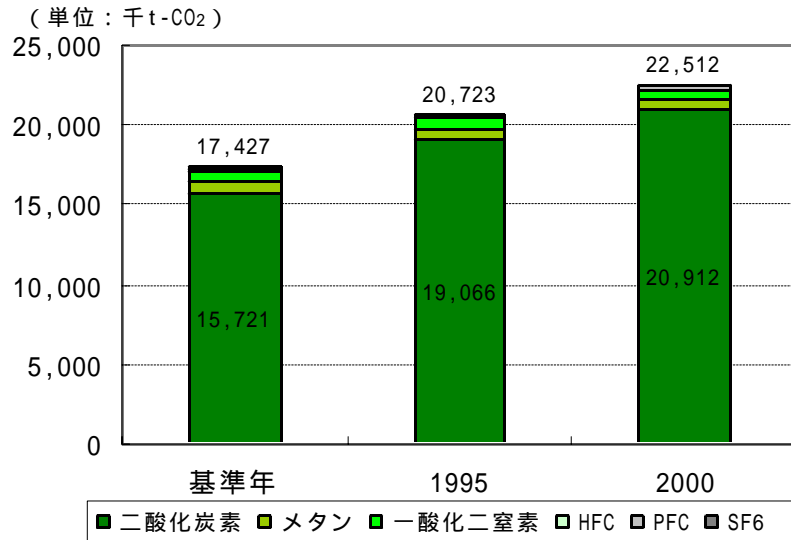
平成16年度の本県の需要電力量は14,663百万kWhとなっており、前年度比で4.1%増加しています。
 経年的に見ると、平成12年度から平成15年度にかけては横ばいで推移していましたが、長期的には増加傾向で推移しています。



・温室効果ガス排出量の推移 (資料: "脱・二酸化炭素"連邦みやぎ推進計画)

2000年の本県の温室効果ガス排出量は22,512千トン(二酸化炭素換算)となっており、基準年(二酸化炭素,メタン,一酸化二窒素は1990年,HFC,PFC,SF6は1995年)の排出量17,427千トンと比較し,29.2%の増加となっています。

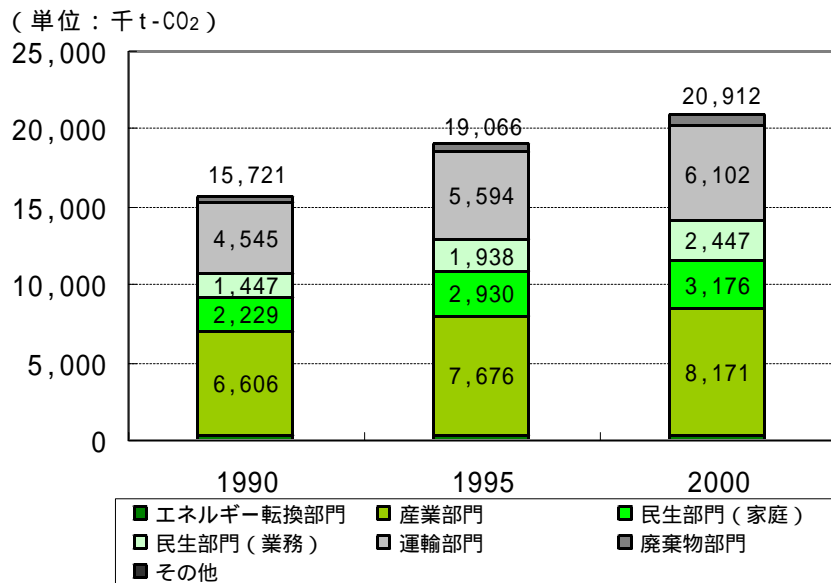
2000年における温室効果ガス排出量の内訳をみると,二酸化炭素が92.9%とその大半を占め,次いで一酸化二窒素が2.8%,メタンが2.7%となっており,HFC,PFC,SF6の代替フロン等はいずれも1%未満となっています。基準年との比較では,エアコンや冷蔵庫の冷媒,洗浄剤などに用いられるHFCが2倍以上に増加しており,二酸化炭素も約3割増加しています。



・部門別二酸化炭素排出量の推移 (資料: "脱・二酸化炭素"連邦みやぎ推進計画)

2000年の本県の二酸化炭素排出量は20,912千トン(二酸化炭素換算)となっており、基準年である1990年の15,721千トンと比較し,33.0%の増加となっています。

2000年における二酸化炭素排出量の内訳をみると,産業部門が39.1%と最も多く,次いで運輸部門が29.2%,民生部門が26.9%となっており,主要3部門で二酸化炭素排出量の約95%を占めています。部門別排出量を基準年と比較すると,民生部門排出量が53.0%と大きく増加し,特に民生・業務部門では69.1%の増加となっています。



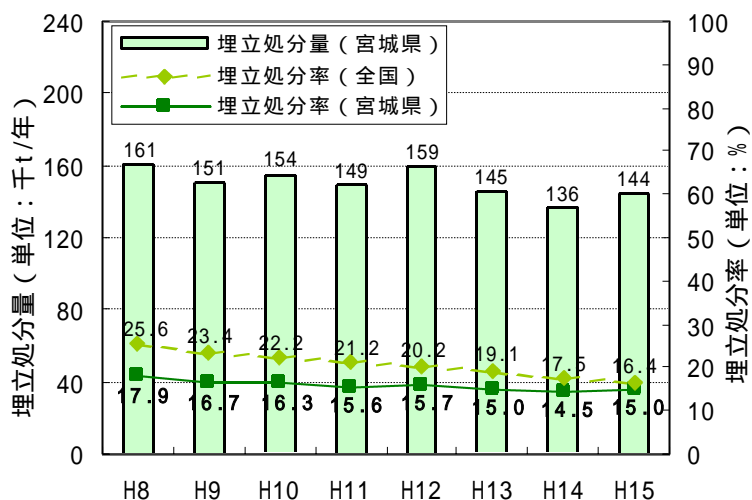
「28 廃棄物等の3Rと適正処理の推進」関連データ

【現状と課題】

- ・ 一般廃棄物の排出量は、ここ数年ほぼ横ばいであり、また、産業廃棄物の排出量は、引き続き増加傾向で推移している。
- ・ リサイクル率は微増で推移しているが、近年は大量リサイクルに伴う環境負荷という新たな課題が生じている。
- ・ 毎年3千トンもの産業廃棄物の不法投棄が発覚するなど、不適正処理も依然として後を絶たない。さらに、このことが廃棄物に対する県民の不信感を増大させている。
- ・ 廃棄物処理に対する排出事業者の意識が低いために、安価で処理する悪質な処理業者に廃棄物が流れ、不適正な処理につながる事例も多い。
- ・ 平成16年度の埋立量で推移した場合、最終処分場の残余年数は、一般廃棄物は48年であり、産業廃棄物については10年となっている。
- ・ 何よりもまず、廃棄物等を出さない、廃棄物等の発生を抑制(=リデュース)する社会経済システムへの転換が必要である。その上で資源の再使用(=リユース)、再生利用(=リサイクル)の浸透を図り、持続可能な社会としていくことが必要である。

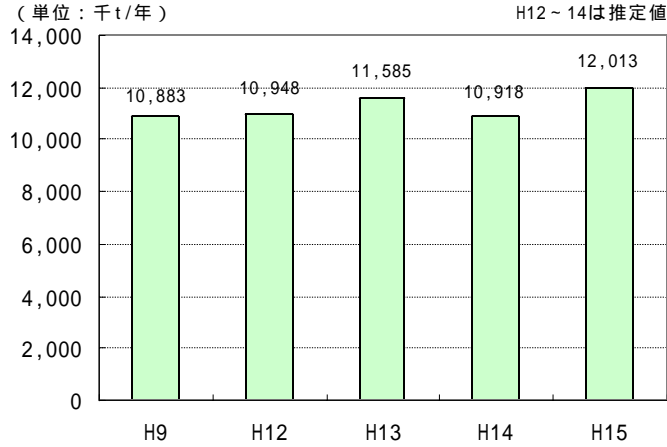
- ・ 一般廃棄物の埋め立て処分量及び埋め立て処分率の推移 (資料:宮城県環境白書)

平成15年度に埋立処分された一般廃棄物は144千tであり、前年の136千tと比較し、5.9%の増加となっていますが、長期的には減少傾向で推移しています。
 平成15年度の総排出量に占める埋立処分率は15.0%となっており、全国の16.4%を下回っています。経年的には、埋立処分量同様、減少傾向で推移しています。



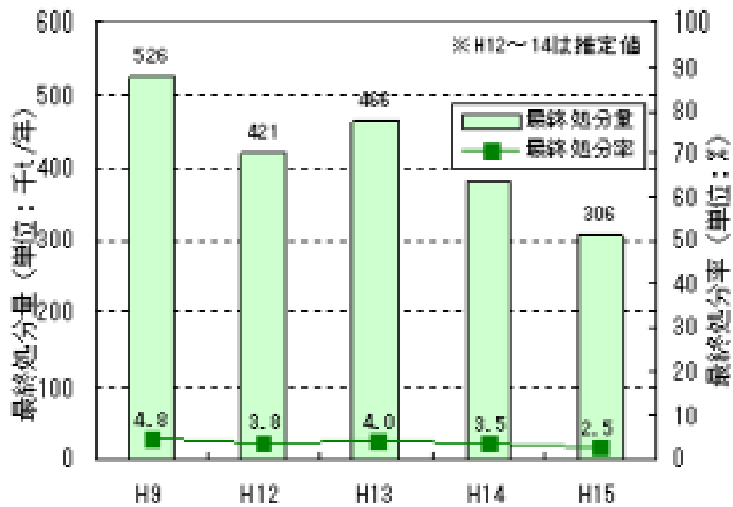
・産業廃棄物発生・排出量の推移（資料：宮城県資源循環推進課資料）

産業廃棄物の排出・処理等の状況を調査する産業廃棄物処理実態調査は5年に1回程度実施してきており、平成9年度に引き続き、平成15年度の調査が実施されています。平成15年度における本県の産業廃棄物の排出量は12,013千tとなっており、平成9年度と比較すると、10.3%増加しています。



・産業廃棄物最終処分状況（資料：宮城県資源循環推進課資料）

平成15年度の産業廃棄物最終処分量は306千t、最終処分率は2.5%となっています。平成9年度と比較すると、最終処分量は41.8%減少し、最終処分率は2.3ポイント低下しています。



「29 豊かな自然環境，生活環境の保全」関連データ

【現状と課題】

- ・ 国立・国定公園等の自然公園が県土面積の約25%を占めるとともに，ラムサール条約湿地に「伊豆沼・内沼」及び「蕪栗沼・周辺水田」の2箇所が登録されるなど，豊かな自然環境は本県の特徴であり財産である。
- ・ しかし，野生生物の生息環境の破壊，栗駒山などにおける踏圧による植生の損傷，金華山島における草原化の進行，蒲生干潟における干出面積の減少，外来種の移入・繁殖による在来種の減少，松島や三陸沿岸での松くい虫被害など，自然環境に変化が生じている。また，河川の水質環境基準はほぼ達成しているものの，伊豆沼や松島湾などの閉鎖性水域においては，水質環境基準の達成が困難となっている。
- ・ 本県の森林や里地里山などの自然は，長年にわたり生活や生産の場として利用されることで守られてきたが，生活様式が大きく変化した現在，手入れが十分行き届かずに，水源地である森林の荒廃など，我々の生活にも影響を及ぼしている。

・ 自然公園，県自然環境保全地域・緑地環境保全地域位置図（出典：宮城県環境白書）



自然公園位置図



県自然環境保全地域・緑地環境保全地域位置図

・宮城県レッドリストの概要（出典：宮城県の希少な野生動植物 - 宮城県レッドデータブック）

区分	分類群	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧種	絶滅危惧種	準絶滅危惧	情報不足	絶滅のおそれのある地域個体群	要注目種
動物	哺乳類	2	0	2	7	3	0	1	3
	鳥類	0	0	9	7	19	9	2	16
	爬虫類	0	0	0	0	0	4	0	0
	両生類	0	0	0	0	5	1	2	0
	汽水・淡水魚類	0	0	5	5	5	2	0	0
	昆虫類	5	0	67	126	134	224	0	93
	動物小計	7	0	83	145	166	240	5	112
植物	維管束植物	13	0	163	128	66	27	0	112
	維管束植物以外	0	0	25	7	1	5	0	0
	植物小計	13	0	188	135	67	32	0	112
合計		20	0	271	280	233	272	5	224

「30 住民参画型の社会資本整備と良好な景観の形成」関連データ

【現状と課題】

- ・ 本県には多くの自然や歴史的街並み、文化遺産などが残っており、これらの価値を認識した上で、独自の風土・文化や良好な景観と調和した社会資本の整備を進める必要がある。
- ・ 身近な社会資本の整備や維持管理、景観の保全についても、住民参画を推進し、地域住民と行政が一体となって取り組む体制づくりが必要である。
- ・ これまで、集中的に整備してきた社会資本は、今後維持更新の時期を迎え、厳しい財政状況、人口減少が見込まれる中で、これまでのような量的拡充を図るための新規整備中心から質に着目した維持管理の重視・既存施設の有効活用への政策転換の時期を迎えている。
- ・ 近年都市住民から安らぎやゆとりのある農山漁村地域の魅力や田舎暮らしが見直され、グリーン・ツーリズム等により都市住民と農山漁村の交流が増えてきているが、耕作放棄地や手入れのされない森林など、部分的に荒廃した農山村の風景や、周辺の景観に調和しない施設等が増えてきている。
- ・ 今後、都市住民との交流を活性化し、地産地消の推進や産地イメージの向上を図っていく上でも、風土や景観に配慮した農山漁村づくりが必要である。

- ・ 県土木部における維持管理への住民等の参画状況（資料：県土木部）

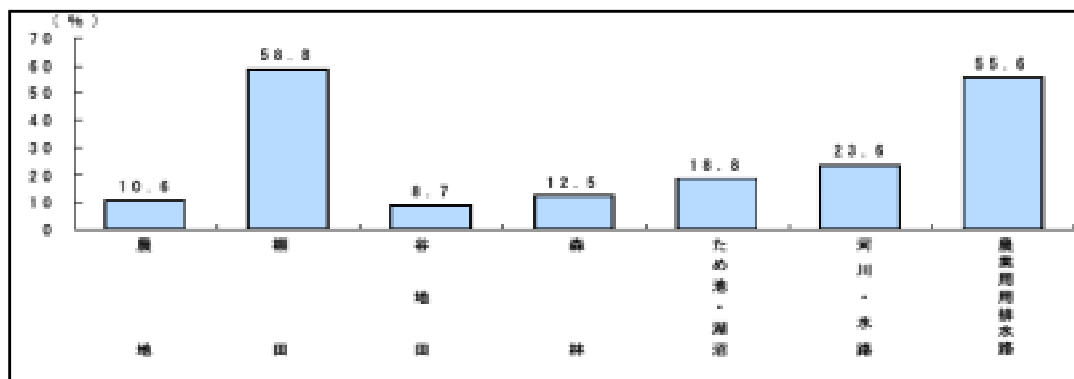
みやぎスマイルリバー・プログラム認定団体数	38団体（平成18年9月現在）
みやぎスマイルロード・プログラム認定団体数	114団体（平成18年10月現在）
みやぎふれあいパーク・プログラム認定団体数	13団体（平成18年3月現在）
みやぎスマイルポート・プログラム認定団体数	4団体（平成18年3月現在）

- ・ 県の中山間地域等直接支払の平成17年度実施状況（資料：むらづくり推進課）

交付市町村数	14市町村
協定数	253協定(3,845人)
協定締結面積	2,191ヘクタール(内訳:水田91,畑他9%)
交付金額	2億8,882万円(内訳:共同取組活動分59%,個人配分41%)

「中山間地域等直接支払制度」とは、県内の条件不利地域の中山間地域において適切な農業生産活動が継続され、「耕作放棄地の発生防止」や「多面的機能の維持増進」等を図り、継続的な農業生産活動等が行われるよう支援するもので、H12より実施している。

- ・ 県内の農業集落において地域資源の保全に取り組んでいる集落の割合（資料：「2005農林業センサス」）



農地のある農業集落2,551等を対象として、地域住民との協定により、水資源などの地域資源の保全が図られている集落の割合。

・文化財の種類と宮城県内の指定状況（資料：県文化財保護課）

種類		国指定	県指定	計
有形文化財	建造物	19	37	56
	史跡	33	15	48
記念物	名勝	4	2	6
	天然記念物	27	26	53

・都道府県景観条例の制定状況（資料：県都市計画課）

都道府県景観条例の制定状況

H18.8.3 都市計画課

都道府県名	施行年	条例名	条例の内容						
			景観形成基本方針	ゾーニング 土地利用規制 (景観形成地域など)	一層街並 大規模行 為規制	公共事業 の促進	市町村 等補助	協定制度	審議会
北海道	H13	北海道美しい景観のくにつくり条例	○	○(広域景観づくり推進地域)		○			○
青森	H8	青森県景観条例 (H18改正)	○	○	○	○	○	○	○
岩手	H5	岩手の景観の保全と創造に関する条例	○	○	○	○	○	○	○
宮城									
秋田	H5	秋田県の景観を守る条例	○	○(沿道・沿線地域)		○	○		○
山形									
福島	H10	福島県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
茨城	H8	茨城県景観形成条例 (H17改正)	○		○	○	○	○	○
栃木	H15	栃木県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
群馬	H5	群馬県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
埼玉	H11	埼玉県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
千葉									
東京	H9	東京都景観条例	○	○(景観基本軸)	○	○	○		○
	H16	東京のしゃれた街並みづくり推進条例		○				○	○
徳島									
山梨	H2	山梨県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
長野	H16	長野県景観条例(改正案景観法委任条例部分を含む)		○(景観計画区域、景観形成重点地域、景観形成特定地域)	○	○	○	○	○
新潟									
富山	H14	富山県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
石川	H5	石川県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
岐阜	H17	岐阜県景観基本条例	○			○	○	○	○
静岡									
愛知									
三重									
福井									
滋賀	S59	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	○	○(湖国湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地域)	○	○	○	○	○
京都									
大阪	H10	大阪府景観条例	○	○(商標競争区域等)		○			
兵庫	H5	景観の形成等に関する条例	○	○(景観形成地区、風景形成地域、風景景観形成地域)		○	○		○
奈良									
和歌山									
鳥取	H5	鳥取県景観形成条例	○	○	○	○			○
島根	H3	ふるさと島根の景観づくり条例		○	○	○	○	○	○
岡山	S63	岡山県景観条例	○	○	○	○	○	○	○
広島	H3	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	○	○	○	○	○	○	○
山口	H18	山口県景観条例	○			○			
徳島									
香川									
愛媛									
高知									
福岡	H12	福岡県美しいまちづくり条例	○				○		
佐賀									
長崎	H15	長崎県美しいまちづくり推進条例	○					○	○
熊本	S62	熊本県景観条例	○	○(特定開発誘導地区等)	○	○	○	○	○
大分	S63	大分県沿道の景観保全等に関する条例	○	○(沿道景観保全地区等)		○			○
宮崎	S44	宮崎県沿道修景美化条例		○(沿道自然景観地区等)				○	○
鹿児島									
沖縄	H6	沖縄県景観形成条例	○	○	○	○	○	○	○
合計		29	26	24	19	25	17	19	23

景観法委任部分を含む条例
土地利用規制のない条例

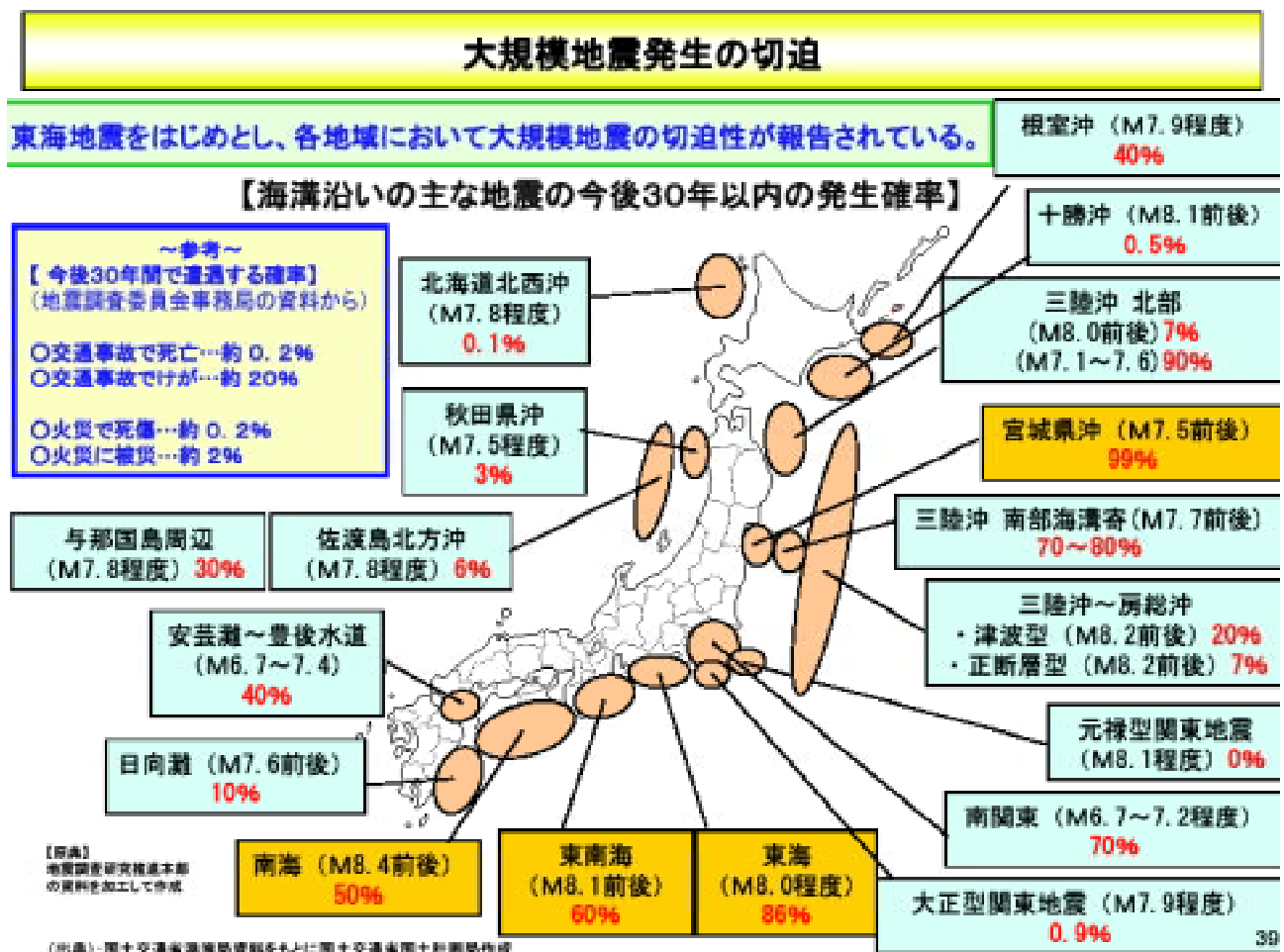
※景観法施行後の条例制定

「31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」関連データ

【現状と課題】

- ・ 宮城県沖地震の発生確率は、平成18年1月1日を基準日として、10年以内に50%程度、20年以内に90%程度、30年以内に99%となっている。
- ・ 地震の本格的な揺れが到達する前に震度を知らせる緊急地震速報等の地震観測とその観測データを迅速に県民等に伝達する地震観測情報ネットワークの確立が求められている。
- ・ 震災時の緊急物資輸送のための自動車や船舶等による複数の輸送手段の確保及び上下水道等のライフラインの早期復旧が可能となるような対策が必要である。
- ・ 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた木造住宅16万戸及び建築物の耐震改修促進に関する法律に定める特定建築物の早急な耐震化及び危険なブロック塀の除去等が必要である。
- ・ 津波対策は施設整備と合わせて住民等の避難意識の向上のための取り組みが重要であり、総合的な対策が求められている。
- ・ 津波予測の高度化や観測システムの複合化等による津波観測体制の充実が求められている。
- ・ 防潮水門等の各管理者相互の連携を強化し、また電動化・遠隔操作化を促進する必要がある。

・ 海溝沿いの主な地震の今後30年以内の発生確率（資料：国土交通省国土計画局）



- ・緊急輸送道路上の県管理の橋梁の耐震化の状況（資料：県道路課）

項目	計画	実施	実施率	適用
橋梁の耐震化	88	34	39%	H17末

- ・一般木造住宅等への県の耐震対策の件数（資料：県住宅産業振興室）

項目	H15	H16	H17	適用
耐震診断助成	973	2,649	1,351	
耐震改修工事助成	-	86	485	

- ・県管理の河川防潮水門の整備状況（資料：県河川課）

項目	計画	実施	実施率	適用
耐震化	17	17	100%	H18末
遠隔操作化	13	9	69%	H20まで完成

- ・県の各管理者による陸閘の改良計画（資料：県防災砂防課）

管理者	現状の施設数 (H15.4)	統廃合施設数	統廃合後の施設数	高度化
農村基盤計画課 農地整備課	119	0	119	99
森林整備課	35	32	3	3
漁港漁場整備課	146	1	145	19
港湾課	140	2	138	4
河川課	145	20	125	80
合計	585	55	530	205

統廃合：「角落とし」の廃止，完全閉鎖
 高度化：「角落とし」の「横引きゲート」化

「32 洪水や土砂災害など大規模自然災害対策の推進」関連データ

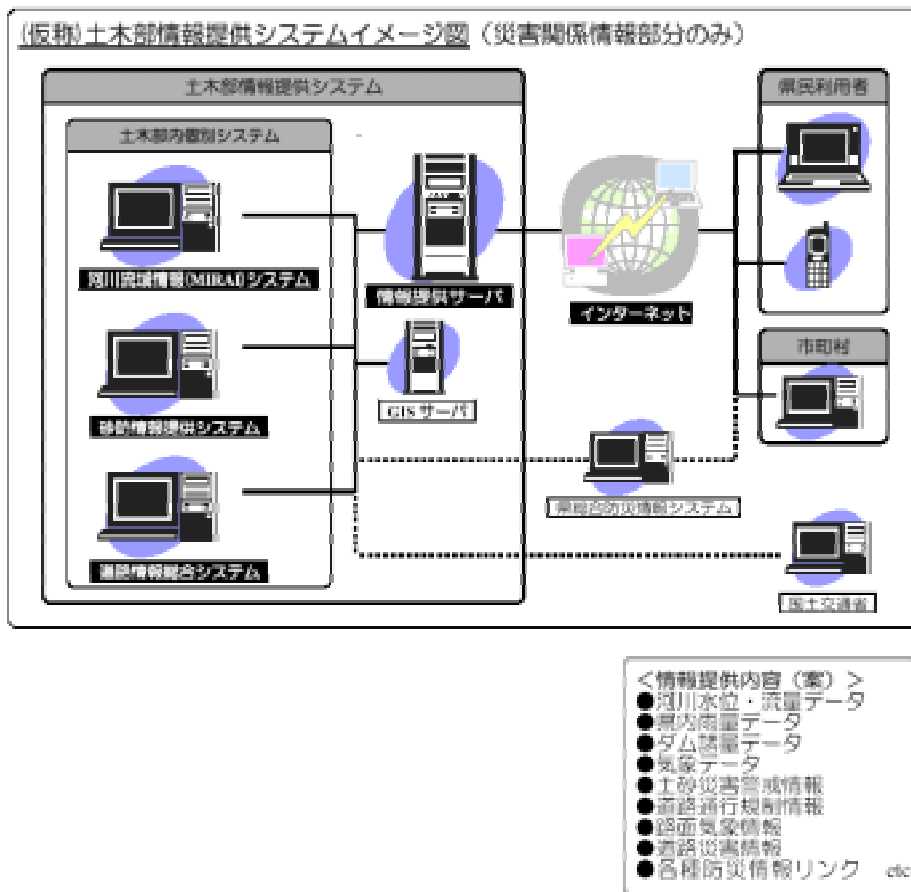
【現状と課題】

- ・ 洪水、土砂災害などのハザードマップは、その作成に多くの時間と費用を要するものの、災害時における住民の避難に非常に有効であり、市町村による作成を促進する必要がある。
- ・ 県民に対する防災情報や被災情報の迅速で正確な情報提供が必要である。
- ・ 河川整備の進捗状況は3割程度であり、洪水発生に伴い甚大な被害が予想される地域における洪水対策の施設整備の推進が必要である。
- ・ 県内には8,000箇所を超える土砂災害危険箇所が存在しており、地震・津波・豪雨により孤立が懸念される集落もあることから、速やかな避難の態勢構築を進めるとともに、災害時要援護者関連施設、避難所・避難路などを守るために必要な箇所を中心として、土砂災害危険箇所の整備を行う必要がある。
- ・ また、県内の山地等においても地震や豪雨による土石流等の土砂災害が危惧されているため、その対策が必要である。

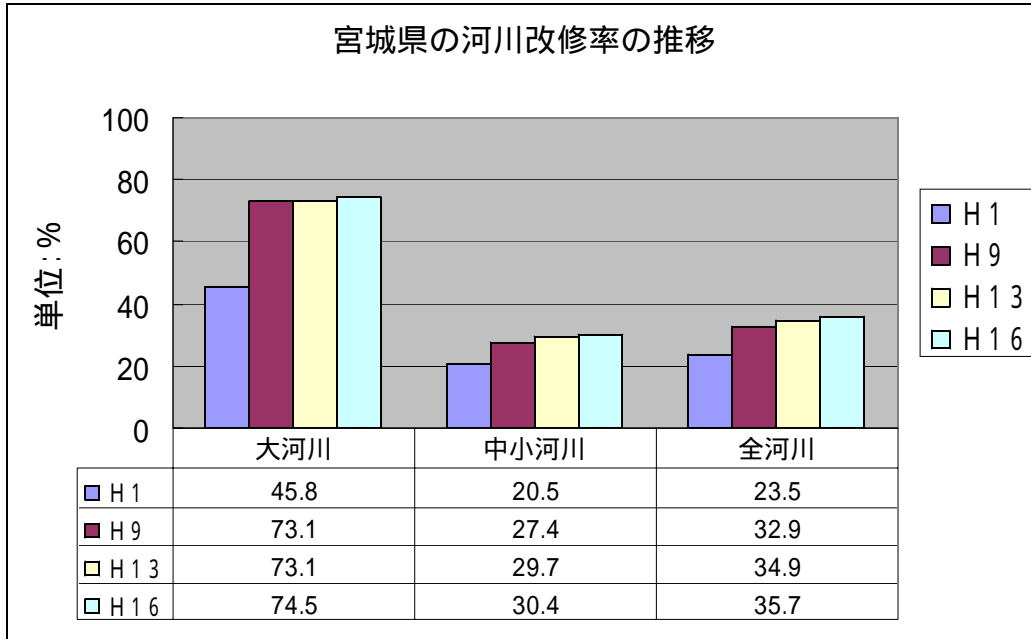
・ 県内市町村等のハザードマップ作成状況

洪水ハザードマップ作成市町村数	15市町村（作成が必要な30市町村のうち）
津波ハザードマップ作成市町村数	5市町村（作成が必要な16市町村のうち）
土砂災害警戒区域等の指定箇所数	121箇所（土砂災害危険箇所8,482箇所のうち）
火山噴火ハザードマップ	1箇所（蔵王山火山防災マップ）

- ・ 宮城県河川流域情報システム（MIRAI）及び砂防総合情報システム（MIDSKI）の概要
（資料：県土木総務課「土木行政推進計画 震災対策編」）



・宮城県内の河川改修率の推移（資料：県河川課）



大河川：流域面積が200km²以上，中小河川：流域面積が200km²以下

・宮城県内の土砂災害危険箇所と着手状況（資料：県防災砂防課）

種別	ランク	ランク	ランク	合計	着手箇所	着手率(着手箇所/ランク)
土石流	1,359	1,754	300	3,413	233	17.1%
急傾斜地	1,841	2,570	553	4,964	341	18.5%
地すべり	105			105	35	33.3%
計	3,305	4,324	853	8,482	609	18.4%

ランク：被害を及ぼすおそれのある範囲の人家が5戸以上の箇所

ランク：被害を及ぼすおそれのある範囲の人家が4～1戸以上の箇所

ランク：被害を及ぼすおそれのある範囲に人家はないが、今後新規に開発等が見込まれる箇所

・宮城県内における災害時の孤立集落発生可能性調査の結果

（資料：内閣府調査資料を基に県危機対策課とりまとめ）

集落の種類	調査対象集落数	孤立の可能性のある集落数	割合
農業集落	537	145	27.0%
漁業集落	221	100	45.2%
計	758	245	32.3%

孤立の条件

・地区または集落へのすべてのアクセス道路が土砂災害危険箇所（土石流危険渓流，急傾斜地崩壊対策危険場所，地すべり危険箇所）及び山地災害危険地区に隣接している地区

・船舶の停泊施設がある場合は，地震または津波により当該施設が使用不能となるおそれがある地区

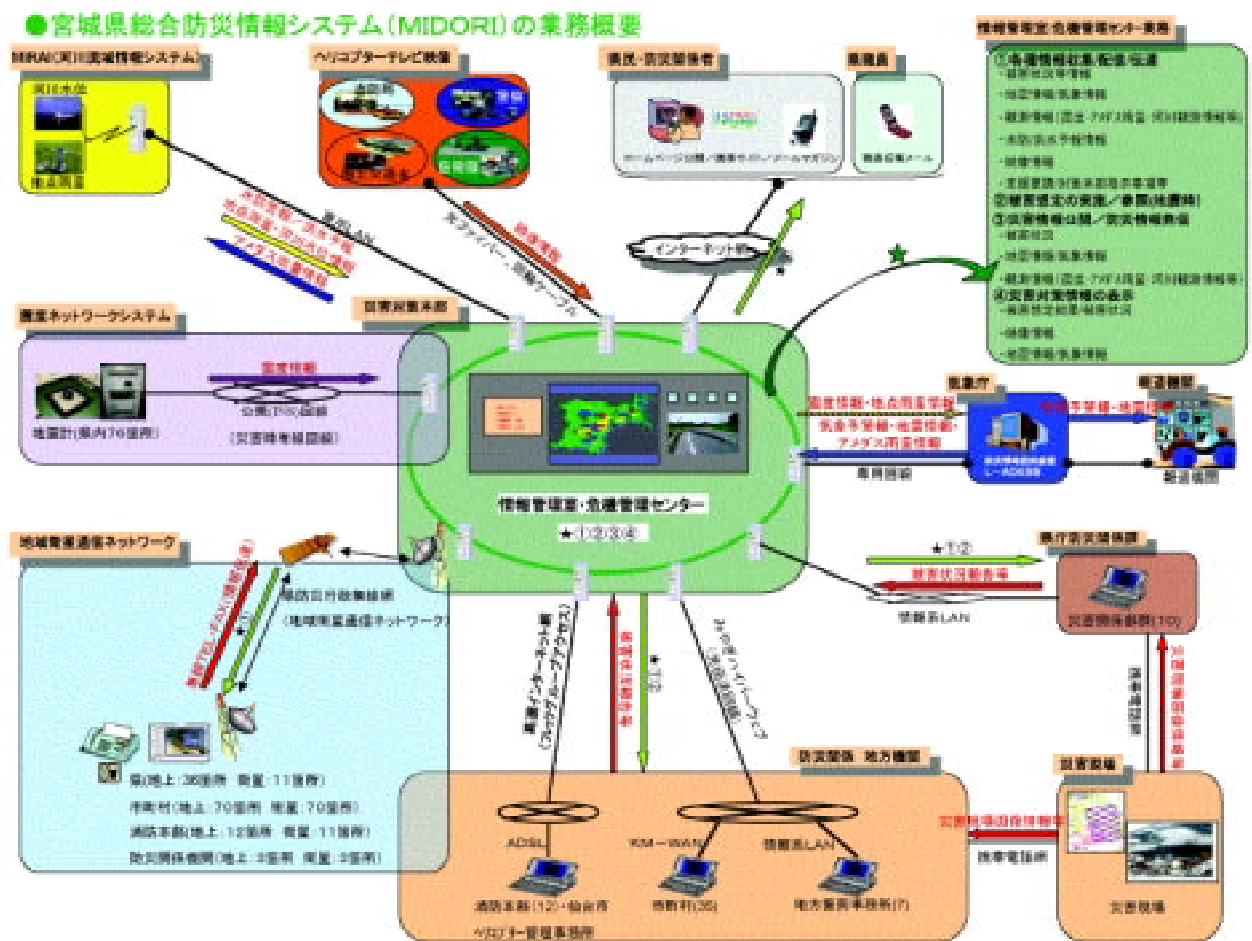
内閣府調査 調査期間：H17.6.27～H17.7.29

「33 地域ぐるみの防災体制の充実」関連データ

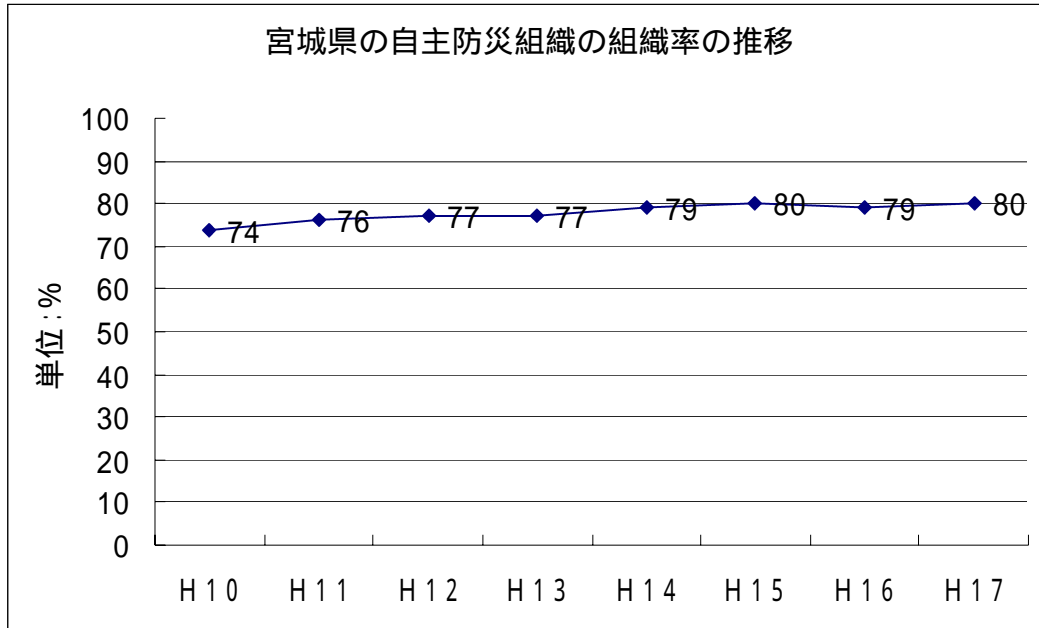
【現状と課題】

- ・ 災害時に自主防災組織が機動的に動けるような組織となるための人材・組織の育成及び県民の防災訓練への積極的な参加の促進や、幼年期からの防災教育の充実が必要である。
- ・ 行政や関係機関、地域住民が防災情報をいち早く共有化するため、被災状況等の迅速な収集体制と提供体制の確立が必要である。
- ・ 行政や防災関係機関等との連携による災害時初動体制の強化が必要である。
- ・ 高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者の避難誘導や避難所での車いす・身障者用の対応等が求められている。
- ・ 避難所の運営及びボランティアの受け入れを効果的に行うための体制整備等が求められている。

・ 宮城県総合防災情報システム(MIDORI)の概要(資料: 県危機対策課)



・宮城県の自主防災組織の組織率の推移（資料：県危機対策課）



・宮城県の自主防災組織の状況（平成17年4月1日現在）（資料：県危機対策課）

自主防災組織数 3,083 団体
 隊員数 637,164 人
 組織世帯数 692,246 世帯
 宮城県全世帯数 864,882 世帯
 組織率 = 組織世帯数 / 全世帯数 = 80.0%

・宮城県の各市町村における防災・震災訓練参加者数（資料：県危機対策課）

